

障害福祉サービス 重要事項説明書

ヘルパーステーション西尾
(障害者総合支援法)

障害福祉サービス 重要事項説明書

2025年6月1日現在

この障害福祉サービス 重要事項説明書は、お客様が、居宅介護・重度訪問介護を受けられるに際し、お客様やそのご家族に対し、当社の事業運営規定の概要や居宅介護従事者などの勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記したものでです。

1. 当社の概要

(1) 本社

法人名	医療法人 仁医会
法人の種類	医療法人（社団）
本社の所在地	〒444-0073 愛知県西尾市寄住町洲田 20 番地 1
代表者名	理事長 中澤 信
代表 TEL	TEL 0563-54-3115
代表 FAX	FAX 0563-54-5748
ホームページアドレス	http://www.jhn.or.jp/

(2) サービス提供事業所

事業所名	ヘルパーステーション西尾
所在地	西尾市寄住町洲田 21-2
電話番号	0563-57-1616
FAX 番号	0563-57-1615
事業所番号	2373200068
サービスを提供できる地域	西尾市 全域（佐久島を除く）
管理者	山田 喜彦

(3) 営業日および営業時間

居宅介護・重度訪問介護	
面談相談日	平日（土・日曜日、祝日は除く） 8：30～17：30
営業時間	8：30～17：30 ※24時まで対応致します（要相談） ※天候不順等によるサービス提供中止の場合もあります
営業日	年中無休とする。 (ただし、12月31日から1月3日までを除く)
緊急連絡先	090-7600-9611 ※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

(4) 事業の目的と運営方針・業務内容

<事業の目的>

障害者総合支援法に規定する居宅介護及び重度訪問介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が居宅支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

<運営方針>

- 事業所の従業者は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 事業所の従業者は、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

<業務内容>

※ホームヘルパーは、医療職ではないため、医療行為はできません。

- 障害福祉サービス等の内容は、次のとおりとする。

- 居宅介護
 - 身体介護
 - 家事援助
 - 通院等乗降介助
- 重度訪問介護

- 事業所において障害福祉サービス等を提供する主たる対象は、次のとおりとする。

- 居宅介護
 - 身体障害者
 - 知的障害者
 - 障害児
 - 精神障害者
- 重度訪問介護
 - 身体障害者
 - 知的障害者
 - 障害児
 - 精神障害者

<身体介護>

◇	排泄介助	トイレ介助、ポータブルトイレ介助、便・尿器介助 オムツ交換
◇	移乗介助	ベッドから車椅子への移乗介助
◇	食事介助	食事（全面・一部・見守り）介助、水分補給
◇	身だしなみ介助	身だしなみ、整髪、ひげそり、爪きり、歯磨き、洗面等
◇	入浴介助	浴槽への誘導や見守り、入浴・シャワー浴中の洗浄等
◇	身体の保清	全身・部分清拭、手浴・足浴等
◇	更衣	衣類交換、シーツ交換
◇	服薬確認	服薬の準備及び確認
◇	通院介助	受診付き添い等車椅子や歩行の介助
◇	その他	吸引・胃ろうなど H24 年度より実施中です ※ただし、全てのスタッフが対応可能ではありません

<生活援助>

◇	掃除	居室内やトイレ・風呂場・卓上の清掃、布団干し、ゴミ出し
◇	洗濯	洗濯機または手洗いによる洗濯、洗濯干し、取り込み・収納、被服の補修
◇	調理	利用者のための一般的な調理、配膳後片付け
◇	買い物代行	日用品・食料品等
◇	薬の受け取り	病院等で薬を受け取る
◇	その他	

<移動介護>

◇	移動支援	移動介護
---	------	------

※転院、入退院時の利用は不可

以下の行為に関しては医療行為と認められません。

1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること

2 自動血圧測定器により血圧を測定すること

3 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメーターを装着すること

4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む）

5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができるることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く。）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

①患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること

②副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと

③内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

6 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること

7 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿糸などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること

8 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）

9 ストマ装具のパウチにたまつた排泄物を捨てる。（肌に接着したパウチの取り替えを除く。）

10 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと

11 市販のディスピーサブルグリセリン浣腸器（※）を用いて浣腸すること

※ 插入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

(5) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	事業内容
管理者	作業療法士	1名	0名	1名	従業者の管理及び業務の管理
介護従事者	介護福祉士	4名	2名	6名	入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる援助
	ヘルパー1級	0名	0名	0名	
	実務者研修	1名	1名	2名	
	ヘルパー2級	0名	7名	7名	
	看護師	0名	0名	0名	
事務員		1名	0名	1名	請求事務の管理

※兼務 (管理者:他事業所と兼務)

※サービス提供責任者 : 介護福祉士 4名 (訪問介護員と兼務)

第三者評価

実施の有無	有	・	無
評価機関名称・ 実施日			
開示状況			

2. サービス内容

居宅介護計画に基づき、居宅介護員が、利用者の居宅に訪問して、居宅介護サービスを実施します。

※途中で訪問日程・時間・担当者変更をさせて頂く場合もあります。

※当日の訪問スケジュール、道路の混雑状況などにより、時間が前後する場合もあります。

3. 利用料金

(1) 料金表

サービス内容	滞在時間	単位数	サービス内容	滞在時間	単位
身体介護	30分以内	256単位	通院介助 (身体介護あり)	30~60分以内	404単位
身体介護	30~60分以内	404単位	通院介助 (身体介護なし)	30~60分以内	197単位
身体介護	60~90分以内	587単位	移動支援 (地域生活支援)	30~60分以内	注1
重度身体介護	30~60分以内	186単位	早朝(6~8時)・夜間(18~22時)は25% 深夜(22~6時)は50% 上記の料金に加算されます		
重度身体介護	60~90分以内	277単位			
家事援助	30分以内	106単位			
家事援助	30~45分以内	153単位			
家事援助	45分~60分以内	197単位			

※上記料金に、特定事業所加算Ⅲ（居宅介護のみ利用料に10%乗じた額）と地域区分（利用料に3.6%乗じた額）と令和6年福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（利用料に居宅41.7%、重度34.3%乗じた額）がそれぞれ加算されます。

※注1：移動支援は、各市町村事業のため、お住まいの市町村により負担金が異なります。

※所得等により、負担金が変わる場合がございます。

詳しくは各市町村へお問い合わせ下さい。

<介護タクシー>

- ・キャンセルの際、当日8:30までご連絡がない場合は、800円キャンセル料かかります。

片道距離	移送運賃
1km以下	400円
2km以下	600円
3km以下	800円
4km以下	1000円
5km以下	1200円
6km以下	1800円
7km以下	1600円
その後	1km毎200円加算 別途、利用料金がかかります (料金表を参照)

※指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とします。

ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とします。

※距離制で運行します。

※高速道路料金、有料道路料金および有料駐車料金は、別途使用料金を頂きます。

(2) 加算

- ・初回加算 200単位／月

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合

- ・緊急時対応加算 100単位／回

関係機関との連携調整に従事するものを配置し、利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない訪問介護等を緊急に行った場合、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として算定

- ・喀痰吸引等支援体制加算 100単位／日

喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に1日につき算定

・入院時支援連携加算 300 単位／回

病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するにあたり、重度訪問介護事業者の職員が訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、入院前に 1 回を限度として算定

(3) キャンセル料

事前にもしくは当日午前 8:00～8:30 までに下記連絡先までにご連絡下さい。

当日 8:30 までにキャンセルの連絡がない場合は、800 円のキャンセル料が発生となります。

・ヘルパーステーション西尾 : 0563 - 57 - 1616 ・携帯電話 : 090 - 7600 - 9611

(4) 交通費

西尾市 全域（佐久島を除く）：無料

※ただし、西尾市 全域（佐久島を除く）地点から 1 キロメートル増すごとに 50 円ずつ加算した額を徴収する。

(5) その他

(ア) 利用者の住居で、サービスを提供するために必要な水道、ガス、電気等の費用はお客様負担となります。

(イ) 料金のお支払い方法

口座引き落として（ご指定の金融機関の口座から 1 回引き落としします）、お願ひ致します。

利用料金は、月末締めとなっており、口座からの引き落としは、利用月の翌々月の 6 日となります。（6 日が土・日曜の場合は、月曜日に引き落としとなります。）

請求書・領収書等のお知らせは毎月 15 日前後にお渡しいたします。

※領収書を再発行される場合は、文書料として 1,000 円と消費税分の料金を徴収させて頂きます。

(ウ) お金の取り扱いについて

利用者のお金の管理は、原則として取り扱いません。社会福祉協議会で地域福祉権利擁護事業所として生活に必要な金銭の取り扱いなど行っていますので事務所にご相談して下さい。

また、利用者及び家族の通帳管理や、その他生活上の金銭管理はいたしません。

4. 預かり品

サービス提供時に使用するタオル・ドライヤー・オムツ・寝衣・ディスポ手袋・新聞等は基本的に、お客さまに準備していただきます。

そのため、使用する際には、紛失、損傷・破損しないよう気をつけます。

5. 記録について

サービスの内容によっては、記録が必要な場合があります。

その際には、動画や写真撮影をおこなう場合があります。

6. 同意書について

サービスの内容により同意書が必要となりますので、その際には、お客様に説明し、

承諾していただける場合は同意書を記載していただきます。

同意書がない場合については、サービスの提供をお断りする場合があります。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用方法

利用申込書によりサービス提供の依頼を受けた後、担当職員が訪問して契約を行います。その後、介護計画を作成してサービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書または、スタッフまでお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書または、直接ご連絡をさせて頂きます。

③ 自動終了

以下の場合双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が施設等に入所した場合

- ・利用者の介護認定区分が認定された場合

- ・利用者が亡くなられた場合及び被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、または利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書または、苦情受付窓口までご連絡することにより、すぐにサービスを終了することができます。

- ・利用者がサービス利用料金に支払を正当な理由なく 2 ヶ月以上遅延し、料金を催告したにもかかわらず 1 ヶ月支払わない場合、又は利用者やご家族の方などが当事業所や当事業所のサービス従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為（暴力、わいせつ、無理な要求、長時間の不当な拘束や妨害いわれのない誹謗中傷等）、カスタマーハラスメント等を行った場合は、当事業所は文書で通知することにより、ただちに契約を解除することができます。

- ・台風、地震、積雪、凍結等の天災、その他事業者の責に帰す事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、事業者はお客様に対してサービスを中止させていただく場合がございます。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族等へ連絡します。

緊急時の ご連絡先	氏名	
	連絡先	
医療機関等	主治医氏名	
	連絡先	

9. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、あらかじめ定められている法人規定により素早く対応させていただきます。

【基準省令第40条より】

- 1 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録します。
- 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. サービス内容による苦情

- (1) 当時事業所では、ご利用者、ご家族からの苦情・苦言の申し立て、相談があった場合は迅速かつ誠実に対応します。
- (2) ご利用者様・ご家族は、当施設の提供するサービスに対しての要望または、苦情等については、当事業所へ、直接申し出ることができます。

担当窓口 : ヘルパーステーション西尾 (永田智久)

電話 : 0563-57-1616

受付時間 : 8:30 ~ 17:30 (月~金)

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

西尾市役所（福祉課）	0563-56-2113	碧南市役所（福祉課）	0566-95-9884
安城市役所（障害福祉課）	0566-71-2259	岡崎市役所（障がい福祉課）	0564-23-6165
幸田町役場	0564-62-1111	愛知県社会福祉協議会	052-202-0169

11. 情報開示について

利用者または家族からサービス提供記録の開示を求められる場合はその旨をサービス提供者か相談窓口までお申し出ください。

12. 感染予防に関する配慮について

皆様を感染から守るため、また私たち自身が感染を媒介しないために、手指衛生（手洗い・手指消毒）、防護用具（マスク・手袋・エプロンなど）、環境整備、器材の管理、医療廃棄物の処理方法などの対策を取らせて頂く場合があります。

感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みとして、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

13. 業務継続（BCP）に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

14. ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、利用者及び家族からスタッフまたは他利用者へのセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等について、ハラスメント対策を実施することにより解決を図ります。

15. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又は再発を防止するための担当者を定め、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行います。

16. 身体的拘束の適正化の推進

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17. 合理的配慮について

障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応を行います。

18. 実習生・研修生の受け入れについて

当事業所は、地域医療・福祉の発展および在宅サービスの普及を目的として、実習生・研修生の受け入れを積極的に行っております。
同行訪問など受け入れのご協力をお願い致します。